

川崎市との「知的財産の活用による地域の活性化と
産業の振興のための協力に関する協定」及び
「(同協定の実現に関する詳細を定める)覚書」の締結について

標記協定書及び覚書につき、川崎市と以下のとおり締結した。

《協定書》

〈協力事項〉

- (1) 知的財産の普及啓発に関する事項
- (2) 知的財産の知識を有する人材の育成に関する事項
- (3) 知的財産の相談に関する事項
- (4) その他、地域産業の振興のための知的財産の保護と活用に関する事項

〈有効期間〉

平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

〈締結者〉

日本弁理士会会長 筒井 大和
日本弁理士会関東支部長 吉田 芳春
川崎市市長 阿部 孝夫

《覚書》

〈事業〉

- (1) 中小企業の経営支援として実施する窓口相談・派遣等業務に従事する専門家を確保するため、丙が整備した専門家名簿に対する弁理士の登録
- (2) 中小企業に対する弁理士の相談
- (3) 知的財産に関する講習会の企画検討に関する助言・指導

〈有効期間〉

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

〈締結者〉

日本弁理士会関東支部長 吉田 芳春
川崎市経済労働局長 小泉 幸洋

財団法人川崎市産業振興財団理事長 君嶋 武胤

以上